

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-9
許認可等の種類	漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可			
根拠法令条例等・条項	漁業法第122条			
許認可等の概要	漁業者、漁業協同組合、漁連が漁業に関する測量等のために他人の土地に立ち入る許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁業法            第二百二十二条 漁業に関する測量、実地調査又は前二条の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。</p> <p>漁業法施行規則            第七条 法第二百二十二条の規定による許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の図面を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。            一 当該申請に係る土地、木竹又はその他の障害物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに立入、伐採又は除去の目的及び期間            二 土地の立入にあつてはその所在、地番、地目及び面積、木竹の伐採又はその他の障害物の除去にあつてはその種類及び所在地            三 その他参考となるべき事項</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			